



第68回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成28年9月15日（木曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催場所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

報告事項 1. 第68期（自平成27年6月21日至平成28年6月20日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（自平成27年6月21日至平成28年6月20日）
計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策
（買収防衛策）更新の件

| | | |
|----|----------|----|
| 目次 | 招集ご通知 | 1 |
| | 株主総会参考書類 | 5 |
| | 事業報告 | 28 |
| | 連結計算書類 | 49 |
| | 計算書類 | 52 |
| | 監査報告書 | 55 |

(証券コード 7962)

平成 28 年 8 月 30 日

株 主 各 位

東京都千代田区東神田二丁目10番18号

株式会社キングジム

代表取締役社長 宮 本 彰

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年9月14日(水曜日)午後5時35分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月15日(木曜日) 午前10時(午前9時受付開始)
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第68期（自平成27年6月21日至平成28年6月20日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第68期（自平成27年6月21日至平成28年6月20日）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以上

- ~~~~~
- 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kingjim.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kingjim.co.jp/>）に掲載いたします。

## 議決権行使についてのご案内

---

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会へ出席

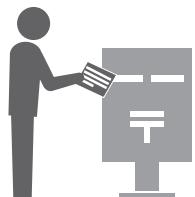


株主総会  
開催日時

平成28年9月15日（木曜日） 午前10時（午前9時受付開始）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前は会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

### 書面による議決権行使



行使期限

平成28年9月14日（水曜日） 午後5時35分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- ① 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使書用紙に各議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※当社では、定款第18条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

## 電磁的方法（インターネット）による議決権行使



行使期限

平成28年9月14日（水曜日）午後5時35分行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

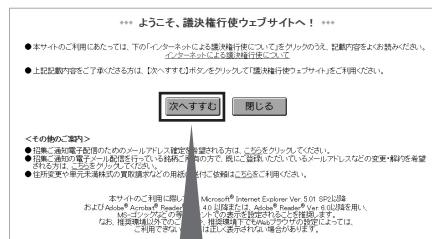
議決権行使  
ウェブサイト

<http://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



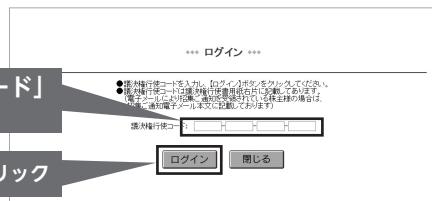
「次へすすむ」をクリック

### STEP 2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

① 「議決権行使コード」  
をご入力

② 「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従ってご入力ください。

インターネットによる議決権行使に  
関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-652-031 (9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期末の剰余金の処分につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、また、当期の業績および今後の事業展開等を勘案しまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり 7円

総額 198,960,139円

なお、中間配当金として1株当たり7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり14円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年9月16日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 300,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴<br>(地位、担当および重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | みやもと あきら<br>宮本 彰<br>(昭和29年8月11日生)<br><br>再任  | 昭和52年3月 当社入社<br>昭和59年9月 当社常務取締役総合企画室長<br>昭和61年9月 当社専務取締役<br>平成4年4月 当社代表取締役社長(現任)<br><br><取締役候補者とした理由><br>同氏は、当社経営者として社業を牽引し、経営全般に対する豊富な経験と幅広い知見により、重要な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。今後も卓越したリーダーシップのもと、様々な経営判断や意思決定を担うにふさわしい人物であると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。                                                                                            | 952,218<br>株       |
| 2     | はぎた なおみち<br>萩田 直道<br>(昭和35年5月25日生)<br><br>再任 | 昭和58年3月 当社入社<br>平成14年5月 当社経営企画室長<br>平成18年6月 当社経営企画室長兼国内子会社担当<br>平成18年6月 当社執行役員(現任)<br>平成19年3月 当社経営企画室長兼知的財産部担当兼監査室担当<br>平成21年3月 当社営業本部副本部長<br>平成22年9月 当社取締役営業本部副本部長<br>平成24年9月 当社常務取締役営業本部担当兼国内子会社担当(現任)<br><br><取締役候補者とした理由><br>同氏は、当社において経営企画部門、営業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。 | 2,900<br>株         |

| 候補者番号                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                          | 略歴<br>(地位、担当および重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                      | はら だ しん いち<br><b>原 田 伸 一</b><br>(昭和36年9月19日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> | 昭和59年 4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）<br>入行<br>平成18年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行新宿西支社支社長<br>平成20年 4月 三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司上海支店副支<br>店長<br>平成23年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行ドイツ総支配人兼デュ<br>ッセルドルフ支店長<br>平成26年 8月 当社顧問<br>平成26年 9月 当社取締役管理本部長兼経営企画部担当<br>平成26年 9月 当社執行役員（現任）<br>平成27年 9月 当社常務取締役経営管理本部長（現任）                                                                | 1,500<br>株         |
| <取締役候補者とした理由><br>同氏は、金融機関での豊富な経験と幅広い知見を有し、当社においては経営管理本部を牽引しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。                                  |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |
| 4                                                                                                                                                      | たか の まこと<br><b>高 野 真</b><br>(昭和36年7月14日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>     | 昭和59年 3月 当社入社<br>平成18年 2月 P.T. KING JIM INDONESIA取締役社長<br>平成23年 6月 当社執行役員（現任）<br>平成24年 5月 当社調達本部副本部長<br>平成24年 9月 当社調達部長兼品質管理部担当兼海外事業推進部<br>副担当<br>平成26年 9月 当社取締役調達部長兼品質管理部担当兼海外事業<br>推進部副担当<br>平成27年 6月 当社取締役調達部担当兼品質管理部担当兼海外事<br>業推進部副担当<br>平成27年 7月 当社取締役調達部担当兼品質管理部担当兼海外事<br>業推進部担当<br>平成27年 9月 当社取締役調達物流本部長兼品質管理部担当兼海<br>外事業推進部担当（現任） | 6,260<br>株         |
| <取締役候補者とした理由><br>同氏は、当社海外子会社で経営の指揮をとり、当社においては調達部門、品質管理部門、海外事業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                     | 略歴<br>(地位、担当および重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社<br>株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5     | <p>かめ だ たか のぶ<br/> <b>亀田登信</b><br/>                     (昭和38年1月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p> | <p>昭和60年4月 当社入社<br/>                     平成18年11月 当社電子文具事業推進部長<br/>                     平成19年6月 当社電子文具開発部長<br/>                     平成21年6月 当社電子文具開発部長兼一般文具開発部長<br/>                     平成23年6月 当社開発本部副本部長<br/>                     平成23年6月 当社執行役員（現任）<br/>                     平成26年9月 当社取締役開発本部長兼広報室担当（現任）</p> <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;<br/>                     同氏は、当社において開発部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> | 5,800株             |
| 6     | <p>ふる の やす ひろ<br/> <b>古野康弘</b><br/>                     (昭和34年6月23日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p> | <p>昭和58年3月 当社入社<br/>                     平成18年11月 当社人事部長<br/>                     平成23年6月 当社人事総務部長<br/>                     平成23年6月 当社執行役員（現任）<br/>                     平成27年9月 当社取締役人事総務部長兼監査室担当（現任）</p> <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;<br/>                     同氏は、当社において人事・総務部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>                                                                                                      | 1,900株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                             | 略 歴<br>(地位、担当および重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当 社<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 7         | いわ た たけし<br><b>岩 田 健</b><br>(昭和36年12月25日生)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>    | 昭和60年 4月 当社入社<br>平成20年12月 当社通販部長<br>平成26年 6月 当社営業本部副本部長兼営業統括部長<br>平成26年 6月 当社執行役員 (現任)<br>平成28年 3月 当社営業本部長兼営業統括部長兼CS部担当 (現任)<br><br><取締役候補者とした理由><br>同氏は、当社において営業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことが期待できる人物であると判断したため、取締役候補者といいたしました。                                                                    | 2,600<br>株          |
| 8         | いの うえ たくと<br><b>井 上 拓 人</b><br>(昭和43年11月22日生)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div> | 平成 4年 4月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入<br>行<br>平成15年11月 当社入社<br>平成20年 6月 株式会社Gクラス (現株式会社ラドンナ) 代表<br>取締役社長<br>平成22年 6月 株式会社アスカ商会代表取締役社長<br>平成27年 9月 当社執行役員 (現任)<br>平成28年 1月 当社海外事業推進部副担当 (現任)<br><br><取締役候補者とした理由><br>同氏は、当社国内子会社で経営の指揮をとり、また海外取引に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社において様々な経営判断や意思決定を適切に行うことが期待できる人物であると判断したため、取締役候補者といいたしました。 | 300<br>株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                            | 略歴<br>(地位、担当および重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | おん ぞう なお と<br><b>恩 藏 直 人</b><br>(昭和34年1月29日生)<br><br>再任<br>社外役員<br>独立役員 | 昭和62年4月 早稲田大学商学部助手<br>平成8年4月 同大学商学部教授<br>平成16年9月 同大学商学学術院教授(現任)<br>平成20年9月 同大学商学学術院長兼商学部長<br>平成22年6月 エステー株式会社社外取締役(現任)<br>平成25年4月 早稲田大学理事(現任)<br>平成27年9月 当社社外取締役(現任)<br><br><社外取締役候補者とした理由><br>同氏は、マーケティング戦略の第一人者としての幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督ができる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。                                      | 200株       |
| 10    | たか ぎ あき こ<br><b>高 木 暁 子</b><br>(昭和50年10月9日生)<br><br>再任<br>社外役員<br>独立役員  | 平成11年4月 トヨタ自動車株式会社入社<br>平成14年6月 日本ロレアル株式会社入社<br>平成18年8月 London Business School入学<br>平成20年4月 学校法人 高木学園入職<br>平成20年7月 London Business School卒業<br>平成21年4月 学校法人 高木学園理事長(現任)<br>平成27年9月 当社社外取締役(現任)<br><br><社外取締役候補者とした理由><br>同氏は、MBAの資格を有し、様々な企業での経験と学校経営者としての幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督ができる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 | 200株       |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 各取締役候補者の「所有する当社株式の数」は、平成28年6月20日現在の状況であります。  
 3. 恩藏直人氏および高木暁子氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 恩藏直人氏および高木暁子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由のとおり、社外役員としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
 5. 恩藏直人氏および高木暁子氏の社外取締役としての在任期間は、両氏ともに本総会終結の時をもって1年となります。  
 6. 当社は、恩藏直人氏および高木暁子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。  
 7. 当社は、恩藏直人氏および高木暁子氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、再任された場合、同契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成19年9月13日開催の当社第59回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、直近では平成25年9月19日開催の当社第65回定時株主総会の決議によりその更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

現プランの有効期間満了に先立ち、現プランを更新することにつき当社定款第17条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります（以下この更新を「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

また、本議案についてのご承認の決議は、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただく当社定款第16条第3項の決議でもあります。

なお、本プランへの更新にあたり、現プランの内容から実質的な変更はありません。また、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通知や提案を受けている事実はありません。

#### 1. 本更新の目的

当社は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断し、平成28年8月1日開催の取締役会において、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に現プランを更新することを決定いたしました。

本議案は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランへの更新をお諮りするものであります。

#### 2. 基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力、②安心のブランド力、③広い販売力と顧客サポート力、さらには④全員経営の風土と堅実経営にあります。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### 3. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、中長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するため、「大胆な市場開拓」、「堅固な収益構造の確立」を目指し、変化する経済環境に対応しつつ、便利で快適な商品とサービスを提供し、お客様のニーズに応えてまいります。

#### 「大胆な市場開拓」

- ・「ポメラ」に代表されるデジタル文具市場においては、当社の持つ商品企画力を発揮した新製品の投入により、新たな顧客・市場の創造を目指してまいります。
- ・テプラ事業においては、新しい機能性テープなどの投入や東京オリンピックに向けた新たな表示需要を取り込むことにより、「テプラ」が使用されるシーンを増やすことで、テープ需要を拡大してまいります。
- ・ファイル事業においては、「キングファイル」を中心とするステーショナリーは、すでに成熟市場ではあるものの、新領域を開拓することで売上の拡大に努めてまいります。また、当社の海外生産拠点（ベトナム・インドネシア・マレーシア）の競争優位性を活かして、カテゴリー別にターゲットを定めた新製品の投入などによるシェアアップ施策を推進してまいります。
- ・海外市場においては、東南アジアに生産拠点があることを活かして、アジア市場に相応しい機能・デザイン・価格を実現した新製品の投入を図る一方、海外販売拠点（上海・香港・ジャカルタ・ホーチ

- ミン)を活かした営業活動の強化により、アジアでの当社ブランドを確固たるものにしてまいります。
- ・インテリアライフスタイル事業においては、既存の生活雑貨品の新製品開発とその販売に加え、株式会社ばん家具のネット通販のノウハウをグループ会社で相互に活用することによるシナジー効果の強化を目指してまいります。
  - ・「こはる」や「ガーリーテプラ」で獲得した女子文具市場に、女性開発・営業プロジェクトチームによる斬新なアイデアの新製品を投入し、当社にとって新しい顧客の獲得に注力してまいります。
  - ・新規事業にも積極的に取り組み、M&Aについても常に検討を重ねてまいります。

#### 「堅固な収益構造の確立」

- ・ステーションリー事業の海外生産拠点が自社工場であることを活用し、新たな設備投資による合理化、新工場建設による生産能力の拡大、新製品を生産できる新規技術の獲得といった戦略の方向性を海外生産拠点・本社とで一致させることで無駄のないコストの実現を目指してまいります。
- ・人事・財務管理では、グローバル人材の育成、海外現地子会社スタッフの育成を図るとともに、グループ会社を含めた連結ベースでの資金管理の効率化、持ち合い株の一部解消などにより、さらなる財務体質の強化にも取り組んでまいります。

## 4. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の大量買付を行おうとする者が現れたときに、大量買付者に対し、事前に当該大量買付に関する情報の提供を求め、当該大量買付についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご覧いただき当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています(下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください)。なお、大量買付者には、本プランに係る手続を遵守していただき、本プランに係る手続の開始後、後述の独立委員会において新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する勧告がなされるまでの間、又は当社株主総会において新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大量買付を進めてはならないものとしております。

#### (b) 新株予約権の無償割当ての利用

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合(その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください)には、当社は、大量買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大量買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます)を、その時点の当社

を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則<sup>1</sup>に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役<sup>2</sup>）又は (iii) 社外の有識者で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本更新当初の独立委員会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役2名及び社外監査役1名により構成される予定です。本更新当初の独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙のとおりです。

<sup>1</sup> 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している (i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役 [もしくはこれに準ずる監査役 (過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含む。以下同様とする。)]、又は (iii) 社外の有識者、のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法、経営学、経済学、会計学等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役）であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本プランに定められた事項について決定などを行う。
- ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

<sup>2</sup> 過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同じとします。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大量買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大量買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、大量買付者の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>3</sup>について、保有者<sup>4</sup>の株券等保有割合<sup>5</sup>が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>6</sup>について、公開買付け<sup>7</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>8</sup>及びその特別関係者<sup>9</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

## (b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した当社の定める書式による書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印がなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。なお、買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

### 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及び買付者等を被支配法人等<sup>11</sup>とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）<sup>12</sup>
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

<sup>11</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

<sup>12</sup> 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（d）①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したのものも含みます。）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に

関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を上限とするものとし、）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとし、）。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとし、

#### (d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、

##### ① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告できるものとし、

なお、独立委員会は、ある買付等について下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営

業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」（f）において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の、新たな勧告を行うことができるものとします。

（イ）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ロ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が発動事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 株主総会の開催を勧告する場合

上記のほか、独立委員会は、買付等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記の（f）に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

(f) 株主総会の決議

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i) 上記(d) に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、買付等が下記の要件に該当するか否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

発動事由1

下記に掲げるような、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 独立委員会が株主総会の判断を得るように勧告した場合において、株主総会の決議を待たずに行われる買付等である場合
- ④ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

## 発動事由2

以下の各号に定める要件に該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、時期、方法の適切性、実現可能性、関連する取引の仕組み、買付等の後の経営方針・事業計画及び当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

## (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式<sup>13</sup>の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記（i）②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

<sup>13</sup> 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者<sup>14</sup>、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者<sup>15</sup>、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者<sup>16</sup> (以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

---

<sup>14</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとし、本議案において同じとします。

<sup>15</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとし、本議案において同じとします。

<sup>16</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めず。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において、別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間でもあります。）（以下「有効期間」といいます。）は、本総会における決議の時から本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本議案についての本総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、東京証券取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切であ

る場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年8月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとしします。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

恩藏 直人（おんぞう なおと）

当社社外取締役

## 【略歴】

昭和34年1月生

昭和62年4月 早稲田大学商学部助手

平成8年4月 同大学商学部教授

平成16年9月 同大学商学学術院教授（現任）

平成20年9月 同大学商学学術院長兼商学部長

平成22年6月 エステー株式会社社外取締役（現任）

平成25年4月 早稲田大学理事（現任）

平成27年9月 当社社外取締役（現任）

恩藏直人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、恩藏直人氏は本総会における第2号議案「取締役10名選任の件」における社外取締役候補者であります。

高木 暁子（たかぎ あきこ）

当社社外取締役

## 【略歴】

昭和50年10月生

平成11年4月 トヨタ自動車株式会社入社

平成14年6月 日本ロレアル株式会社入社

平成18年8月 London Business School入学

平成20年4月 学校法人 高木学園入職

平成20年7月 London Business School卒業

平成21年4月 学校法人 高木学園理事長（現任）

平成27年9月 当社社外取締役（現任）

高木暁子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、高木暁子氏は本総会における第2号議案「取締役10名選任の件」における社外取締役候補者であります。

垣内 恵子（かきうち けいこ）

当社社外監査役

【略 歴】

昭和37年 1 月生

平成10年 4 月 弁護士登録

平成10年 4 月 宮原・須田・石川法律事務所入所

平成15年10月 笠原総合法律事務所入所

平成24年 8 月 涼和総合法律事務所開設（現任）

平成27年 9 月 当社社外監査役（現任）

平成28年 6 月 凸版印刷株式会社社外監査役（現任）

垣内恵子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成27年6月21日)  
(至 平成28年6月20日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移したものの、不安定な国際情勢や為替・株価の乱高下などの懸念材料もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社では急速な為替変動や生産国の人件費および物価上昇の影響により、商品や部材の調達価格が値上がりしたことから、平成27年7月21日より厚型ファイルと「テプラ」PROテープカートリッジを中心に合計579品番の価格改定を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 341億3,820万円（前連結会計年度比 2.9%増）、経常利益は 13億1,368万円（前連結会計年度比 8.3%増）となりました。一方、特別損失として、国内の連結子会社のれんに係る減損損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は 8億916万円（前連結会計年度比 11.9%減）となりました。

セグメント別の販売実績は、次のとおりであります。

#### ① 文具事務用品事業

ステーションナリーにおきましては、ポケットの厚みが約2.7倍（当社比）あり、小冊子やカタログなどの収納に適したクリアーファイル「タフル」、柔らかい裏表紙によりポケットがパラパラめくれ、目的の書類を見つけやすいクリアーファイル「パリリ」、7分丈ポケットで書類が出し入れしやすいクリアーファイル「スムーズイン」等、機能性を追求したクリアーファイル群のラインアップ拡充を図りました。また、手帳やノートにマグネットの力ではさめるペンケース「ペンサム」を発売し、個人向け商品のラインアップ拡大を図りました。その他、日々の暮らしの出来事を簡単に可愛く記録できるノリ付きメモ「暮らしのキログ」や、筆箱や手帳に入れてコンパクトに持ち歩くことができる新しい形のマスキングテープ「KITTA（キッタ）」は、女性を中心に高いご支持をいただきました。

電子製品におきましては、「テプラ」のPC接続専用機として初の電池駆動が可能となったSR5500Pを平成27年7月に発売いたしました。オフィス環境改善用品では、オフィス内でのカバンの置き場所としてイスの後ろをご提案する「イスの後ろのカバン置き」や、既存の傘立てに後付けすることが可能で、置き場に困る折りたたみ傘をスッキリ収納することができる「折りたたみ傘のカサ立て」を発売した他、パソコン周りの整理用品として、キーボードの収納が可能な「デスクボード」と、簡単に液晶ディスプレイに

取り付けることができる小物置き「ディスプレイボード」を発売し、幅広いお客様からご支持をいただきました。

この結果、文具事務用品事業の売上高は 266億1,843万円となりました。

## ② インテリアライフスタイル事業

株式会社ぼん家具では、組立家具の組立て完成品サービスや開梱設置サービス対象商品を拡充し、楽天やAmazon、Yahoo!ショッピングと言った主力モールにて拡販を行ってまいりました。また、主力モールである楽天のセールに合わせた値下げセールやポイントUPサービス、Amazonにおいてはプライム対象商品の拡充、タイムセールの積極活用など、様々な施策を展開し拡販してまいりました。株式会社アスカ商会では、最新のインテリアやファッションのトレンドに沿った高品質なアーティフィシャル・フラワーを提案してまいりました。また、近年話題の緑化装飾に多用していただける観葉商品や多肉商品などの充実を図り、販売促進のためのムック本を発刊して拡販してまいりました。株式会社ラドンナでは、ガラスの素材感を活かしたデザイン性の高いアロマディフューザーや、新感覚のジェルビーズが入ったアイマスクなど、幅広いカテゴリーの新商品を積極展開いたしました。

この結果、インテリアライフスタイル事業の売上高は 75億1,977万円となりました。

## 事業セグメント別の売上高

| 事業の種類別セグメントの名称 |           | 売上高 (千円)   | 前連結会計年度比 (%) |
|----------------|-----------|------------|--------------|
| 文具事務用品事業       | ステーションナリー | 11,541,246 | 104.1        |
|                | 電子製品      | 15,077,184 | 101.5        |
| 文具事務用品事業計      |           | 26,618,430 | 102.6        |
| インテリアライフスタイル事業 |           | 7,519,774  | 103.9        |
| 合計             |           | 34,138,204 | 102.9        |

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 設備投資

当連結会計年度における設備投資額は9億3,356万円であり、その主なものは工場生産設備の6億7,896万円であります。

### ② 資金調達

上記設備投資の所要資金や運転資金については、長期借入金および自己資金を充当いたしました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、平成30年6月期を最終年度とする中期経営計画において、中長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するため、「大胆な市場開拓」「堅固な収益構造の確立」を目指し、変化する経済環境に対応しつつ、便利で快適な商品とサービスを提供し、お客様のニーズに応じてまいります。

当社の基盤事業は、「ステーションアリー」「電子製品」「インテリアライフスタイル事業」に大別されます。「大胆な市場開拓」についてですが、キングファイルを中心とするステーションアリーは、すでに成熟市場ではあるものの、新領域を開拓することで売上の拡大に努めてまいります。また、当社の海外生産拠点（ベトナム、インドネシア、マレーシア）の競争優位性を活かして、カテゴリー別にターゲットを定めた新製品の投入などによるシェアアップ施策を推進してまいります。電子製品については、高速・静音印刷、ハーフカット機能などの基本機能を強化した「テプラ」PRO SR670などの新製品を投入いたしました。また、2020年に開催される東京オリンピックの時に必要となる案内表示のニーズを取りこむことで、テープ需要の拡大を進めてまいります。「ポメラ」に代表される「デジタル文具」では、バイブレーションで時間を知らせる「めざましイヤホン」などの新製品を投入いたしました。今後も当社の持つ商品企画力を発揮した新製品を投入することにより、新たな顧客・市場の創造を目指してまいります。インテリアライフスタイル事業においては、既存の生活雑貨品の新製品開発とその販売に加え、株式会社ぼん家具のネット通販のノウハウをグループ会社で相互に活用することによるシナジー効果の強化を目指してまいります。

さらに「海外」においては、東南アジアに生産拠点があることを活かして、アジア市場に相応しい機能・デザイン・価格を実現した新製品の投入を図る一方、海外販売拠点（上海・香港・ジャカルタ・ホーチミン）を活かした営業活動の強化により、アジアでの当社ブランドを確固たるものにしてまいります。「ガリーテプラ」に代表される「女子文具」においては、日々の出来事を記録できるノリ付きメモ「暮らしのキログ」やコンパクトに持ち歩くことができる新しい形のマスキングテープ「KITTA（キッタ）」などの新製品を投入いたしました。今後も新製品投入を積極的に行い、当社にとって新しい顧客の獲得に注力してまいります。また、「新規事業」にも積極的に取り組み、M&Aについても常に検討を重ねてまいります。

次に「堅固な収益構造の確立」についてですが、ファイルを中心とする「ステーションアリー」の海外生産拠点が自社工場であることを活用し、設備投資による生産の合理化、新工場建設による生産能力の拡大、新規技術の獲得によるコストダウンを推進し、さらなる収益力強化を進めてまいります。また、人事・財務管理につきましては、グローバル人材の育成、海外現地子会社スタッフの育成を図ると共に、グループ会社を含めた連結ベースでの資金管理の効率化、持ち合い株の一部解消等により、さらなる財務体質の強化にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 直前三連結会計年度の企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                      | 期 別 | 第 65 期                       | 第 66 期                       | 第 67 期                       | 第 68 期                                    |
|--------------------------|-----|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|
|                          |     | (自平成24年6月21日<br>至平成25年6月20日) | (自平成25年6月21日<br>至平成26年6月20日) | (自平成26年6月21日<br>至平成27年6月20日) | (当連結会計年度)<br>(自平成27年6月21日<br>至平成28年6月20日) |
| 売 上 高 (千円)               |     | 29,284,344                   | 30,684,802                   | 33,184,911                   | 34,138,204                                |
| 経 常 利 益 (千円)             |     | 800,223                      | 1,194,964                    | 1,212,555                    | 1,313,683                                 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) |     | 538,238                      | 868,657                      | 918,730                      | 809,163                                   |
| 1株当たり当期純利益 (円)           |     | 19.45                        | 31.07                        | 32.35                        | 28.47                                     |
| 総 資 産 (千円)               |     | 24,381,525                   | 28,268,295                   | 27,608,287                   | 26,993,159                                |
| 純 資 産 (千円)               |     | 17,074,059                   | 18,308,774                   | 19,780,208                   | 19,247,425                                |
| 1株当たり純資産額 (円)            |     | 607.71                       | 635.06                       | 684.97                       | 667.56                                    |

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

#### (5) 当該事業年度の末日における主要な事業内容、主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

##### ① 主要な事業内容 (平成28年6月20日現在)

当社の企業集団は、当社および子会社9社により構成されており、ステーションリー・電子製品などの企画・製造販売およびこれらに付帯する事業活動を行う文具事務用品事業と、フォトフレーム・時計・家具・その他の雑貨・小物の企画・販売を行うインテリアライフスタイル事業を展開しております。

文具事務用品事業においては、ファイルの製造は、海外子会社でありますP.T.KING JIM INDONESIA およびKING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.で行っており、ファイル用とじ具の製造は、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.で行っております。また、海外の販売子会社として、中国市場でのファイル販売等を行う錦宮(上海)貿易有限公司があり、その他、当社の附帯事業としてオフィスサービス業を営んでいる株式会社キングビジネスサポートがあります。

インテリアライフスタイル事業においては、株式会社ラドンナが室内装飾雑貨・文具事務用品・時計の企画・販売業を、株式会社アスカ商会在がアーティフィシャル・フラワーやインテリア雑貨の輸入・企画・販売業を、株式会社ぼん家具がインターネットによるオリジナル家具の通信販売業をそれぞれ営んでおります。また、錦宮(香港)有限公司が東南アジア市場に対する販売拠点として、電子製品機器などの販売および開発・調達関連業務を行っております。なお、株式会社ラドンナは、平成28年1月に、当社子会社であった株式会社Gクラッセを吸収合併しております。

② 主要な営業所および工場（平成28年6月20日現在）

|             |                              |              |                                                                  |
|-------------|------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------|
| 当 社 本 社     | 東京都千代田区東神田二丁目10番18号          |              |                                                                  |
| 国 内 営 業 拠 点 | 当 社                          | 支 店          | 東京支店 東京都千代田区<br>名古屋支店 愛知県名古屋市<br>大阪支店 大阪府大阪市<br>福岡支店 福岡県福岡市      |
|             |                              | 営 業 所        | 札幌営業所 北海道札幌市<br>仙台営業所 宮城県仙台市<br>さいたま営業所 埼玉県さいたま市<br>広島営業所 広島県広島市 |
|             |                              | 株式会社ラドンナ     | 東京都江東区                                                           |
|             |                              | 株式会社アスカ商会    | 愛知県名古屋市                                                          |
|             | 株式会社ぼん家具                     | 和歌山県海南市      |                                                                  |
|             | 海 外 営 業 拠 点                  | 錦宮(上海)貿易有限公司 | 中国 上海市                                                           |
|             |                              | 錦宮(香港)有限公司   | 中国 香港特別行政区                                                       |
| 海 外 生 産 拠 点 | P.T.KING JIM INDONESIA       | インドネシア 東ジャワ州 |                                                                  |
|             | KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD. | マレーシア ケダ州    |                                                                  |
|             | KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.  | ベトナム ビンズン省   |                                                                  |
| 物 流 拠 点     | 当 社                          | 東京物流センター     | 千葉県松戸市                                                           |
|             |                              | 大阪物流センター     | 大阪府大阪市                                                           |

(注) 株式会社ラドンナは、平成28年1月に株式会社Gクラッセを吸収合併しております。

③ 使用人の状況（平成28年6月20日現在）

(イ) 企業集団の使用人の状況

| 事 業 セ グ メ ン ト               | 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------------------|---------|-------------|
| 文 具 事 務 用 品 事 業             | 2,304名  | 127名増       |
| イ ン テ リ ア ラ イ フ ス タ イ ル 事 業 | 160名    | 2名増         |
| 合 計                         | 2,464名  | 129名増       |

(注) 使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(ロ) 当社の使用人の状況

| 使用人数<br>(前期末比増減) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------------|-------|--------|
| 406名 (5名増)       | 43.4歳 | 18年    |

(注) 使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会社名                          | 資本金                    | 議決権比率      | 主要な事業内容                                 |
|------------------------------|------------------------|------------|-----------------------------------------|
| P.T.KING JIM INDONESIA       | 千米ドル<br>10,000         | %<br>99.9  | クリアーファイルを中心とした<br>化成品ファイルの製造            |
| 株式会社キングビジネスサポート              | 千円<br>50,000           | %<br>100.0 | オフィスサービス                                |
| KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD. | 千マレーシアリングgit<br>16,560 | %<br>70.0  | キングファイル等用の<br>金属製とじ具の製造                 |
| 株式会社ラドンナ                     | 千円<br>90,000           | %<br>100.0 | 室内装飾雑貨・文具事務用品・<br>時計の企画・販売              |
| 錦宮(上海)貿易有限公司                 | 千米ドル<br>1,036          | %<br>100.0 | 文具事務用品の販売                               |
| KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.  | 千米ドル<br>10,000         | %<br>100.0 | キングファイル等の製造・販売                          |
| 株式会社アスカ商会                    | 千円<br>13,000           | %<br>100.0 | 造花(アーティフィシャル・フラワー)・<br>インテリア雑貨の輸入・企画・販売 |
| 錦宮(香港)有限公司                   | 千香港ドル<br>5,000         | %<br>100.0 | 電子製品機器等の販売ならびに<br>開発・調達関連業務の受託          |
| 株式会社ぼん家具                     | 千円<br>10,000           | %<br>100.0 | 家具のインターネットによる<br>通信販売                   |

(注) 1. 株式会社ラドンナは、平成27年11月に増資を行い、資本金が90,000千円に増加しております。

2. 株式会社ラドンナは、平成28年1月に株式会社Gクラスセを吸収合併しております。

## (7) 主要な借入先および借入額 (平成28年6月20日現在)

| 借入先           | 借入残額        |
|---------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行    | 1,334,600千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 956,400千円   |
| 株式会社みずほ銀行     | 398,500千円   |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 398,500千円   |

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成28年6月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 32,459,692株 (うち自己株式 4,036,815株)  
 (3) 当事業年度末の株主数 25,344名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名               | 持株数     | 持株比率 |
|-------------------|---------|------|
| 東京中小企業投資育成株式会社    | 2,004千株 | 7.1% |
| 株式会社三井住友銀行        | 1,376   | 4.8  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行     | 1,011   | 3.6  |
| 宮本 彰              | 952     | 3.4  |
| 宮本 淑子             | 945     | 3.3  |
| 三井住友信託銀行株式会社      | 898     | 3.2  |
| 有限会社メイフェア・クリエイション | 853     | 3.0  |
| 株式会社エムケージム        | 841     | 3.0  |
| 宮本 恵美子            | 781     | 2.7  |
| キングジム第一共栄持株会      | 760     | 2.7  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,036,815株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (平成28年6月20日現在)

|                        |                             |                             |                             |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 発行決議の日                 | 平成25年9月19日                  | 平成26年9月18日                  | 平成27年9月17日                  |
| 新株予約権の数                | 1,353個                      | 1,761個                      | 1,978個                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類       | 普通株式                        | 普通株式                        | 普通株式                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数        | 13,530株                     | 17,610株                     | 19,780株                     |
| 新株予約権の払込金額             | 1円                          | 1円                          | 1円                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 | 607円                        | 629円                        | 728円                        |
| 新株予約権行使期間              | 平成25年10月22日～<br>平成55年10月21日 | 平成26年10月21日～<br>平成56年10月20日 | 平成27年10月21日～<br>平成57年10月20日 |
| 当社役員の保有状況              |                             |                             |                             |
| 取締役<br>(社外取締役を除く)      | 2人 1,353個                   | 5人 1,761個                   | 6人 1,978個                   |
| 社外取締役                  | —                           | —                           | —                           |
| 監査役                    | —                           | —                           | —                           |

#### (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役の氏名、地位、担当、重要な兼職状況

| 地 位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職状況                                |
|---------|---------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 宮 本 彰   |                                             |
| ※ 常務取締役 | 萩 田 直 道 | 営業本部担当兼国内子会社担当                              |
| ※ 常務取締役 | 原 田 伸 一 | 経営管理本部長                                     |
| ※ 取 締 役 | 高 野 真   | 調達物流本部長兼品質管理部担当<br>兼海外事業推進部担当               |
| ※ 取 締 役 | 亀 田 登 信 | 開発本部長兼広報室担当                                 |
| ※ 取 締 役 | 古 野 康 弘 | 人事総務部長兼監査室担当                                |
| 取 締 役   | 恩 藏 直 人 | 早稲田大学商学学術院 教授<br>早稲田大学 理事<br>エステー株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役   | 高 木 暁 子 | 学校法人 高木学園 理事長                               |
| 常勤監査役   | 清 水 和 人 |                                             |
| 監 査 役   | 太 田 美 奈 | 税理士法人タクトコンサルティング 税理士                        |
| 監 査 役   | 垣 内 恵 子 | 涼和総合法律事務所 弁護士                               |
| 監 査 役   | 丹 羽 武 司 | 秀和特許事務所 副所長<br>秀和知財株式会社 代表取締役               |

- (注) 1. 取締役恩藏直人氏および高木暁子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏は、社外監査役であります。  
 3. 上表において※印を付した取締役5名は、執行役員を兼務しております。  
 4. 監査役太田美奈氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は、取締役恩藏直人氏および高木暁子氏、ならびに監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 当社と取締役恩藏直人氏および高木暁子氏、ならびに監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。  
 7. 当事業年度中に辞任した取締役

| 地 位   | 氏 名     | 担当および重要な兼職状況    | 辞 任 日      |
|-------|---------|-----------------|------------|
| 常務取締役 | 宮 本 英 晴 | 物流本部長兼情報システム部担当 | 平成27年9月17日 |
| 社外取締役 | 印 南 一 路 | 慶應義塾大学総合政策学部 教授 | 平成27年9月17日 |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額ならびに当該報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役会の諮問機関として平成27年9月に設置された「指名・報酬委員会」にて、取締役および監査役の報酬等を検討し、取締役会に提案します。その上で、最終的には取締役の報酬等については取締役会で決定し、監査役の報酬等については監査役の協議により決定いたします。

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等は以下のとおりです。

| 区 分   | 支給人員 | 支給額       |
|-------|------|-----------|
| 取 締 役 | 12名  | 142,729千円 |
| 監 査 役 | 7名   | 22,770千円  |
| 合 計   | 19名  | 165,499千円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年9月19日開催の第43回定時株主総会および平成18年9月14日開催の第58回定時株主総会において年額 200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まれない。）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年9月19日開催の第43回定時株主総会および平成18年9月14日開催の第58回定時株主総会において年額 25,000千円以内と決議しております。
4. 支給額には、以下のものが含まれております。
- (1) 当事業年度に係る役員賞与 16,340千円（取締役8名に対し 14,540千円、監査役1名に対し 1,800千円）
- (2) ストック・オプションによる報酬額 14,399千円（取締役6名に対し 14,399千円）  
本ストック・オプションによる報酬限度額は、上記2、3記載の各報酬限度額とは別枠で、平成25年9月19日開催の第65回定時株主総会において、取締役に對し年額 40,000千円の範囲内でご承認をいただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役恩藏直人氏は、早稲田大学商学学術院教授、早稲田大学理事およびエステー株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同大学および同社との間には重要な取引関係はありません。
  - ・ 取締役高木暁子氏は、学校法人高木学園理事長を兼務しておりますが、当社と同学園との間には重要な取引関係はありません。
  - ・ 監査役太田美奈氏は、税理士法人タクトコンサルティングに所属する税理士を兼務しておりますが、当社と同法人との間には重要な取引関係はありません。
  - ・ 監査役垣内恵子氏は、涼和綜合法律事務所に所属する弁護士を兼務しておりますが、当社と同事務所との間には重要な取引関係はありません。
  - ・ 監査役丹羽武司氏は、秀和特許事務所の副所長および秀和知財株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社と同事務所および同社との間には重要な取引関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役恩藏直人氏は、取締役就任後に開催の取締役会9回全てに出席し、マーケティング戦略を専門とする立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。なお、同氏は、第65回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に、平成27年9月17日に就任しております。
- ・取締役高木暁子氏は、取締役就任後に開催の取締役会9回全てに出席し、学校経営者としての立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。
- ・監査役太田美奈氏は、監査役就任後に開催の取締役会9回および監査役会8回全てに出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から、主に当社の会計方針、会計処理の方法等についての発言を行っております。
- ・監査役垣内恵子氏は、監査役就任後に開催の取締役会9回および監査役会8回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役丹羽武司氏は、監査役就任後に開催の取締役会9回および監査役会8回全てに出席し、必要に応じ、弁理士としての専門的見地から、主に当社の知的財産権に関しての体制の構築・維持についての発言を行っております。

## ③ 社外役員の報酬等の総額

|                       | 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------------|-----|-----------|
| 社 外 役 員 の 報 酬 等 の 総 額 | 9名  | 16,640千円  |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                  | 支払額      |
|----------------------------------|----------|
| 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 34,000千円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 平成27年12月18日の監査役会にて、当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意をしております。
3. 当社の重要な子会社のうち、P.T.KING JIM INDONESIA、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.、KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.、錦宮（上海）貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社では、会計監査人の監査実施の有効性および効率性等の業務執行状況、監査の品質管理等の業務管理体制および独立性、その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会において、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

〈業務の適正を確保するための体制の内容の概要〉

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会における決議に基づき整備を進めております。当社の業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念、行動指針、ならびに最上位規程として位置付けられたキングジムグループコンプライアンスプログラムにより、法令および定款を遵守すると共に、企業倫理の実践を図るため、当社グループの役職員が自らを律し行動します。当社は経営管理本部長をコンプライアンス統括責任者と定め、常務取締役以上の取締役と社外の顧問弁護士をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置しております。また、当社は内部通報に関する窓口としてスピークアウト制度を設けております。万一、コンプライアンス上に疑義のある行為が行われ、また行われようとすることに気付いた者は、スピークアウト制度により、社外の顧問弁護士に通報することができる体制となっております。通報者は匿名性が保障されており、通報者の正当な行為は従業員就業規則によって保護され、通報したことにより不利益となる扱いは受けません。監査役は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査すると共に、社外の顧問弁護士からの通知およびコンプライアンス委員会から報告を受け、その運営を監査します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程、決裁手続規程、稟議処理細則に従い、文書に記録し、適切に保存され、これらの規程ならびに機密管理規程に従って適正に管理されます。取締役または監査役が文書の閲覧を希望する場合は、上記の諸規程に基づき閲覧することができます。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理は、キングジムグループ危機管理規程および当社グループ各社が制定する危機管理細則に基づき、それぞれ業務執行を行う各本部長、担当役員または子会社社長が日常での全体管理を行います。また必要に応じ、各本部長、担当役員または子会社社長は、業務規程の整備を充実させます。平常時においては、当社社長を委員長とするリスクマネジメント委員会がリスク分析等を行う体制をとり、万一、損失の危険が当社グループの業績に重要な影響を及ぼすおそれが生じた場合は、各本部長または担当役員が社長および経営管理本部長に報告すると共に、当社は緊急検討委員会もしくは緊急対策本部またはその双方を開催し、その対応を早急に検討します。危機発生状況および対応状況は、取

締役会、監査役会に報告するものとします。また、当社グループの業績に重要な影響を及ぼすとされる事項は、遅滞なく会計監査人に報告すると共に、適時開示等によりステークホルダーに開示します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの成長戦略を構築するため、中期経営計画により全社的な目標を設定し、その目標を達成するため各本部長、担当役員または子会社社長は具体策を実行します。重要事項の決定と各取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行うため、当社は取締役会を月1回以上開催し、監査役は取締役の業務執行状況を監査する体制をとっております。また、取締役会の充実を図るため、事前に審議機関である常務会を開催し重要事項の検討を行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および企業集団全体の業務の適正を確保するための体制ならびに財務報告の信頼性等を確保するための体制を整備しております。

キングジムグループコンプライアンスプログラムは、企業集団全体のプログラムとして、子会社においても運営されます。通常の業務の適正を確保する体制は、内部監査規程、子会社管理規程等により担保され、その実施は担当役員が把握すると共に、子会社の経営状態その他の重要な情報について、当社への定期的かつ継続的な報告を義務付けております。当社内部監査部署は子会社の業務の適正を監査し、その結果を監査役に報告すると共に、特に重大な事項については取締役会に報告します。子会社においては、キングジムグループコンプライアンスプログラムに則り諸規則の整備を含め、業務の適正を確保するための体制の整備を推進しております。なお、海外子会社は、上記整備の推進にあたり現地の法令・慣習を尊重します。

⑥ 反社会的勢力排除に係る体制

当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求には一切応じることのないようキングジムグループコンプライアンスプログラムを確立しており、今後もその体制を確保いたします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査を実効的に行うために監査役の職務を補助すべき使用人の配属を求めたときは、それを適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人を配属します。また、監査役の職務の独立性を確保するため、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に反して、その所属する取締役の指揮命令を受けません。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社の取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令・定款に違反するおそれがある事実を発見した場合は、直ちに、監査役または監査役会に報告を行います。また、当社および子会社の取締役および使用人は、監査役から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに、監査役または監査役会に必要な報告を行います。当社および子会社は、当社および子会社の監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益となる扱いをしません。

⑨ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査計画の策定に当たっては会計監査人および内部監査部署との調整を行い、監査の方法および監査業務の役割分担を含め監査役会でこれを決定します。監査役は監査業務を適切に遂行するため取締役・使用人および子会社の業務執行者との意思疎通、情報交換を図り監査を実施します。当社は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するため必要な費用を負担します。

監査役が必要と認めた場合、監査役は弁護士、公認会計士および税理士等との連携により適切な監査を行います。また、監査役は、監査に必要な情報を収集するために各種重要会議への出席および稟議書その他の重要な書類の閲覧をすることができます。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 法令遵守体制

- ・キングジムグループコンプライアンスプログラムに基づいて、法令および定款を遵守しており、重大な法令違反等の事実はありません。
- ・全社員に対して、「職場のハラスメント」および「インサイダー取引規制」についての啓蒙を実施し、理解を深めさせるとともに防止に努めました。
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する勉強会を実施しました。

② 職務執行の適正性および効率性の確保のための取組み

- ・取締役会を12回開催し、経営に関する重要な事項についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、常務会を12回開催し、事業運営に関する重要な事項を検討いたしました。

- ・平成27年7月に、平成30年6月期を最終年度とする中期経営計画を策定のうえ、開示いたしました。また、その計画を達成するための具体的施策を共有するため、部門計画発表会を実施いたしました。
- ③ 当社グループのリスク管理体制
- ・部門長以上の社員に対して、コンプライアンスおよび危機管理についてのアンケートを実施いたしました。
  - ・為替の急激な変動に適正に対処するため、リスクマネジメント委員会為替・税制部会を開催しました。また、常務会においても適宜、リスクについての議論がなされております。
  - ・全社員に対して、標的型メール攻撃の模擬訓練を実施し、不審メールを受け取った際の適切な対応と情報セキュリティの重要性を再認識させました。
- ④ 監査役監査の実効性
- ・監査役は、取締役、会計監査人および内部監査部署との間で、定期的にあるいは適宜、会議や意見交換会を開催して、効果的な監査職務が実施できる体制構築に努めております。
  - ・監査役は、監査計画で決定した分担に基づき、取締役会、常務会等の重要な会議に出席して経営の意思決定プロセスを把握し、適宜、監査役会に報告しております。
- ⑤ 反社会的勢力排除について
- ・お取引先様との契約書等には反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対しては、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めております。

## (2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすた

めに買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力、②安心のブランド力、③広い販売力と顧客サポート力、さらには④全員経営の風土と堅実経営にあります。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 基本方針実現のための具体的取組みの概要

### (イ) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

#### <基本施策>

当社は、中長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するため、「大胆な市場開拓」、「堅固な収益構造の確立」を目指し、変化する経済環境に対応しつつ、便利で快適な商品とサービスを提供し、お客様のニーズに応えてまいります。

#### 「大胆な市場開拓」

- ・「ポメラ」に代表されるデジタル文具市場においては、当社の持つ商品企画力を発揮した新製品の投入により、新たな顧客・市場の創造を目指してまいります。
- ・テプラ事業においては、新しい機能性テープなどの投入や東京オリンピックに向けた新たな表示需要を取り込むことにより、「テプラ」が使用されるシーンを増やすことで、テープ需要を拡大してまいります。
- ・ファイル事業においては、「キングファイル」を中心とするステーションナリーは、すでに成熟市場ではあるものの、新領域を開拓することで売上の拡大に努めてまいります。また、当社の海外生産拠点（ベトナム・インドネシア・マレーシア）の競争優位性を活かして、カテゴリー別にターゲットを定めた新製品の投入などによるシェアアップ施策を推進してまいります。
- ・海外市場においては、東南アジアに生産拠点があることを活かして、アジア市場に相応しい機能・デザイン・価格を実現した新製品の投入を図る一方、海外販売拠点（上海・香港・ジャカルタ・ホーチミン）を活かした営業活動の強化により、アジアでの当社ブランドを確固たるものにしてまいります。

- ・インテリアライフスタイル事業においては、既存の生活雑貨品の新製品開発とその販売に加え、株式会社ばん家具のネット通販のノウハウをグループ会社で相互に活用することによるシナジー効果の強化を目指してまいります。
- ・「こはる」や「ガーリーテプラ」で獲得した女子文具市場に、女性開発・営業プロジェクトチームによる斬新なアイデアの新製品を投入し、当社にとって新しい顧客の獲得に注力してまいります。
- ・新規事業にも積極的に取り組み、M&Aについても常に検討を重ねてまいります。

#### 「堅固な収益構造の確立」

- ・ステーションリー事業の海外生産拠点が自社工場であることを活用し、新たな設備投資による合理化、新工場建設による生産能力の拡大、新製品を生産できる新規技術の獲得といった戦略の方向性を海外生産拠点・本社とで一致させることで無駄のないコストの実現を目指してまいります。
- ・人事・財務管理では、グローバル人材の育成、海外現地子会社スタッフの育成を図るとともに、グループ会社を含めた連結ベースでの資金管理の効率化、持ち合い株の一部解消などにより、さらなる財務体質の強化にも取り組んでまいります。

#### <コーポレート・ガバナンスの強化>

当社は監査役会設置会社を選択しており、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

取締役会は、原則月1回開催し、「独創的な商品を開発し、新たな文化の創造をもって社会に貢献する」という当社の経営理念の下、株主価値の向上のための経営方針、事業計画、組織、財務状況、投資案件などの諸施策および取締役会規程に基づく案件等に関し、ビジョンと実施可能性、リスク回避などを出席役員による十分な議論により審議しております。また、当社および子会社を含めた業務の執行状況は、取締役会にて各担当役員が報告し、役員による監督・監査を行っております。平成27年9月17日より社外取締役を2名体制とし、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

当社では執行役員制度を採用しており、各執行役員は担当部門の業務執行責任者として、当該部門の業務を迅速、的確に執行しております。また、重要事項に関しては執行役員が取締役会にて説明を行い、各取締役が審議、決議、監督をしております。

監査役会は、原則月1回開催しております。監査役は、平成24年9月19日より常勤監査役1名および社外監査役3名の4名体制であります。常勤監査役は、監査計画に基づき重要な意思決定の過程を把握するため、社内各部門および子会社の業務執行状況の調査、重要な書類の閲覧、重要な会議への出席などにより取締役の職務の監査を行い、その内容を監査役会に報告しております。また、各監査役は取締役会に出席し、意見の陳述を行うほか、取締役会の運営、決議、審議の方法などの監査をしております。なお、社外監査役3名は、財務および会計に関する相当程度の知見を有する税理士、法律の高度か

つ専門的な知識および豊富な経験を有する弁護士、高い見識と豊富な経験を有する弁理士であります。

当社は、役員報酬に関する決定プロセスの一層の透明化を図るため、平成27年9月に、社外取締役2名および社内取締役2名の計4名で構成される「指名・報酬委員会」を設置しており、当該「指名・報酬委員会」にて、取締役、執行役員および監査役の候補者、報酬等を検討し、取締役会に提案します。その上で、最終的には取締役、執行役員の報酬については取締役会で決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定いたします。

上記体制により、経営監視機能・監督機能を十分機能させ、意思決定の透明性の向上を図り、ステークホルダーの視点を活かす仕組みを構築してまいります。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年8月2日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部改定した上で更新することを決議し（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）、同年9月19日開催の第65回定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランの概要は以下のとおりであります。

本プランは、次の(a)又は(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランは、これらの買付等が行われようとする際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）が、業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役（もしくはこれに準

ずる監査役（過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同様とします。）、又は社外の有識者（現時点においては業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役1名および社外の有識者2名）から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、ならびに以下の勧告等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランに定める要件に該当し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、本プランに定める場合には、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。この新株予約権を割り当てられた株主は、原則として、1円（を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、新株予約権を行使し、当社株式1株を取得することができます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。

本プランの運用に際しては、当社取締役会は、適用ある法令又は東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する事項について、適時に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成25年9月開催の定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本更新後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、本プランによって株主の皆様

に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載されている平成25年8月2日付プレスリリースをご覧ください。（<http://www.kingjim.co.jp/>）

### ③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の経営計画に基づく各施策、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定され更新されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記②(口)記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入され更新されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役）、又は社外の有識者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で外部専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランは、平成28年9月15日開催予定の第68回定時株主総会の終結時に有効期間が満了することになりますが、平成28年8月1日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断し、株主の皆様のご承認を条件に本プランを更新することを決定いたしました。ご承認をお願いする内容につきましては、株主総会参考書類の第3号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」に記載のとおりです。

# 連結貸借対照表

(平成28年6月20日現在)

(単位 千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部                |                   |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>17,856,507</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>6,480,946</b>  |
| 現金及び預金          | 4,208,495         | 支払手形及び買掛金              | 2,059,140         |
| 受取手形及び売掛金       | 4,534,278         | 短期借入金                  | 1,900,000         |
| 商品及び製品          | 6,608,120         | 一年内返済予定の長期借入金          | 886,000           |
| 仕掛品             | 465,525           | 未払金                    | 570,073           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,215,515         | 未払法人税等                 | 256,265           |
| 繰延税金資産          | 259,583           | 役員賞与引当金                | 12,255            |
| その他             | 566,439           | その他                    | 797,212           |
| 貸倒引当金           | △1,450            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,264,787</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>9,136,652</b>  | 長期借入金                  | 302,000           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,226,571</b>  | 繰延税金負債                 | 380,043           |
| 建物及び構築物         | 2,301,265         | 退職給付に係る負債              | 312,216           |
| 機械装置及び運搬具       | 691,106           | 資産除去債務                 | 14,245            |
| 土地              | 1,667,180         | その他                    | 256,281           |
| 建設仮勘定           | 210,192           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,745,733</b>  |
| その他             | 356,826           | 純 資 産 の 部              |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>805,825</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>19,304,983</b> |
| のれん             | 405,146           | 資本金                    | 1,978,690         |
| その他             | 400,678           | 資本剰余金                  | 2,507,159         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,104,256</b>  | 利益剰余金                  | 18,386,547        |
| 投資有価証券          | 1,597,661         | 自己株式                   | △3,567,413        |
| 退職給付に係る資産       | 964,586           | その他の包括利益累計額            | △330,924          |
| 繰延税金資産          | 105,482           | その他有価証券評価差額金           | 156,649           |
| その他             | 438,737           | 繰延ヘッジ損益                | △1,892            |
| 貸倒引当金           | △2,212            | 為替換算調整勘定               | △341,669          |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>26,993,159</b> | 退職給付に係る調整累計額           | △144,012          |
|                 |                   | 新株予約権                  | 33,689            |
|                 |                   | 非支配株主持分                | 239,677           |
|                 |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>19,247,425</b> |
|                 |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>26,993,159</b> |

# 連結損益計算書

(自 平成27年6月21日  
至 平成28年6月20日)

(単位 千円)

|                 |         |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 34,138,204 |
| 売上原価            |         | 21,583,224 |
| 売上総利益           |         | 12,554,980 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 11,316,375 |
| 営業利益            |         | 1,238,604  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 63,026  |            |
| 屑売却益            | 53,984  |            |
| その他の            | 50,639  | 167,650    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 32,278  |            |
| 為替差損            | 43,835  |            |
| その他の            | 16,457  | 92,571     |
| 経常利益            |         | 1,313,683  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 1,060   |            |
| 投資有価証券売却益       | 53,387  | 54,447     |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産売却損         | 1,220   |            |
| 固定資産除却損         | 8,151   |            |
| 減損損失            | 151,982 | 161,354    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,206,776  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 346,045 |            |
| 法人税等調整額         | 44,203  | 390,249    |
| 当期純利益           |         | 816,527    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 7,364      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 809,163    |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年6月21日)  
(至 平成28年6月20日)

(単位 千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |            |            | その他の包括利益累計額      |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式    | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 |
| 当 期 首 残 高                     | 1,978,690 | 2,513,096 | 17,975,148 | △3,587,101 | 18,879,834 | 426,535          |
| 当 期 変 動 額                     |           |           |            |            |            |                  |
| 剰余金の配当                        |           |           | △397,764   |            | △397,764   |                  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益           |           |           | 809,163    |            | 809,163    |                  |
| 自己株式の取得                       |           |           |            | △144       | △144       |                  |
| 自己株式の処分                       |           | △5,936    |            | 19,832     | 13,895     |                  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |            |            | △269,885         |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -         | △5,936    | 411,398    | 19,687     | 425,149    | △269,885         |
| 当 期 末 残 高                     | 1,978,690 | 2,507,159 | 18,386,547 | △3,567,413 | 19,304,983 | 156,649          |

|                               | その他の包括利益累計額 |              |                  |                   | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|-------------------------------|-------------|--------------|------------------|-------------------|--------|---------|------------|
|                               | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |         |            |
| 当 期 首 残 高                     | 1,822       | △62,440      | 207,796          | 573,713           | 33,162 | 293,498 | 19,780,208 |
| 当 期 変 動 額                     |             |              |                  |                   |        |         |            |
| 剰余金の配当                        |             |              |                  |                   |        |         | △397,764   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益           |             |              |                  |                   |        |         | 809,163    |
| 自己株式の取得                       |             |              |                  |                   |        |         | △144       |
| 自己株式の処分                       |             |              |                  |                   |        |         | 13,895     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △3,714      | △279,229     | △351,809         | △904,638          | 526    | △53,820 | △957,932   |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | △3,714      | △279,229     | △351,809         | △904,638          | 526    | △53,820 | △532,782   |
| 当 期 末 残 高                     | △1,892      | △341,669     | △144,012         | △330,924          | 33,689 | 239,677 | 19,247,425 |

# 貸借対照表

(平成28年6月20日現在)

(単位 千円)

| 資 産 の 部              |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|----------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>10,147,747</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>5,130,367</b>  |
| 現金及び預                | 833,811           | 支 払 手 形                 | 202,502           |
| 受 取 手 金              | 42,945            | 買 掛 金                   | 1,066,502         |
| 売 掛 金                | 3,354,454         | 短 期 借 入 金               | 1,900,000         |
| 製 材 品                | 4,882,809         | 一年内返済予定の長期借入金           | 886,000           |
| 原 材 品                | 124,267           | 未 払 金                   | 379,441           |
| 仕 掛 品                | 1,550             | 未 払 費 用                 | 366,928           |
| 貯 蔵 品                | 68,267            | 未 払 法 人 税 等             | 159,075           |
| 前 払 費 用              | 88,597            | 役 員 賞 与 引 当 金           | 12,255            |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金    | 276,172           | そ の 他                   | 157,661           |
| 繰 上 税 金 資 産          | 201,183           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>960,094</b>    |
| 未 収 入 金              | 197,740           | 長 期 借 入 金               | 302,000           |
| そ の 他 金              | 76,746            | 長 期 未 払 金               | 145,065           |
| 貸 倒 引 当 金            | △800              | 繰 上 税 金 負 債             | 401,813           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>13,994,867</b> | そ の 他                   | 111,216           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>2,967,034</b>  | <b>負 債 合 計</b>          | <b>6,090,461</b>  |
| 建 物                  | 1,366,113         | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 構 築 物                | 8,715             | <b>株 主 資 本</b>          | <b>17,873,409</b> |
| 機 械 及 び 装 置          | 3,981             | 資 本 金                   | 1,978,690         |
| 車 輜 運 搬 具            | 9,962             | 資 本 剰 余 金               | 2,507,159         |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 270,085           | 資 本 準 備 金               | 1,840,956         |
| 土 地                  | 1,246,260         | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 666,203           |
| 建 設 仮 勘 定            | 60,195            | 利 益 剰 余 金               | 16,954,972        |
| そ の 他                | 1,720             | 利 益 準 備 金               | 362,100           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>176,394</b>    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 16,592,872        |
| の れ ん                | 12,870            | 別 途 積 立 金               | 15,850,000        |
| ソ フ ト ウ ェ ア          | 144,355           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 742,872           |
| そ の 他                | 19,168            | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△3,567,413</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>10,851,437</b> | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 145,054           |
| 投 資 有 価 証 券          | 1,597,661         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 156,649           |
| 関 係 会 社 株 式          | 5,389,275         | 繰 上 ヘ ッ ジ 損 益           | △11,595           |
| 関 係 会 社 出 資 金        | 1,319,374         | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>33,689</b>     |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金    | 1,101,788         | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>18,052,153</b> |
| 前 払 年 金 費 用          | 1,100,070         | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>24,142,615</b> |
| そ の 他                | 343,266           |                         |                   |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>24,142,615</b> |                         |                   |

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年6月21日)  
(至 平成28年6月20日)

(単位 千円)

|                       |         |                   |
|-----------------------|---------|-------------------|
| 売 上 高                 |         | <b>25,356,305</b> |
| 売 上 原 価               |         | <b>17,172,044</b> |
| 売 上 総 利 益             |         | <b>8,184,260</b>  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | <b>7,302,753</b>  |
| 営 業 利 益               |         | <b>881,507</b>    |
| 営 業 外 収 益             |         |                   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 103,024 |                   |
| そ の 他                 | 49,113  | 152,137           |
| 営 業 外 費 用             |         |                   |
| 支 払 利 息               | 31,481  |                   |
| 為 替 差 損               | 15,009  |                   |
| そ の 他                 | 25,060  | 71,551            |
| 経 常 利 益               |         | <b>962,093</b>    |
| 特 別 利 益               |         |                   |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 53,387  | 53,387            |
| 特 別 損 失               |         |                   |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 7,013   | 7,013             |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | <b>1,008,467</b>  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 178,413 |                   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 109,036 | 287,449           |
| 当 期 純 利 益             |         | <b>721,017</b>    |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年6月21日)  
(至 平成28年6月20日)

(単位 千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |          |           |            |            |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 |            |            |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金   |            |
|                         |           |           |          | 別 途 積 立 金 | 繰越利益剰余金    |            |
| 当 期 首 残 高               | 1,978,690 | 1,840,956 | 672,139  | 362,100   | 14,650,000 | 1,619,620  |
| 当 期 変 動 額               |           |           |          |           |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |          |           |            | △397,764   |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |           |           |          |           | 1,200,000  | △1,200,000 |
| 当 期 純 利 益               |           |           |          |           |            | 721,017    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |          |           |            |            |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |           | △5,936   |           |            |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |          |           |            |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -         | -         | △5,936   | -         | 1,200,000  | △876,747   |
| 当 期 末 残 高               | 1,978,690 | 1,840,956 | 666,203  | 362,100   | 15,850,000 | 742,872    |

|                         | 株 主 資 本    |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |              |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|------------|------------|------------------|--------------|----------------|-----------|------------|
|                         | 自 己 株 式    | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |            |
| 当 期 首 残 高               | △3,587,101 | 17,536,405 | 426,535          | 6,541        | 433,077        | 33,162    | 18,002,645 |
| 当 期 変 動 額               |            |            |                  |              |                |           |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |            | △397,764   |                  |              |                |           | △397,764   |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         |            | -          |                  |              |                |           | -          |
| 当 期 純 利 益               |            | 721,017    |                  |              |                |           | 721,017    |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △144       | △144       |                  |              |                |           | △144       |
| 自 己 株 式 の 処 分           | 19,832     | 13,895     |                  |              |                |           | 13,895     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |            |            | △269,885         | △18,137      | △288,022       | 526       | △287,495   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 19,687     | 337,003    | △269,885         | △18,137      | △288,022       | 526       | 49,507     |
| 当 期 末 残 高               | △3,567,413 | 17,873,409 | 156,649          | △11,595      | 145,054        | 33,689    | 18,052,153 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月4日

株式会社キングジム  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 昇 ㊦  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 ㊦  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングジムの平成27年6月21日から平成28年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キングジム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月4日

株式会社キングジム  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 昇 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングジムの平成27年6月21日から平成28年6月20日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年6月21日から平成28年6月20日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月8日

株式会社 キングジム 監査役会

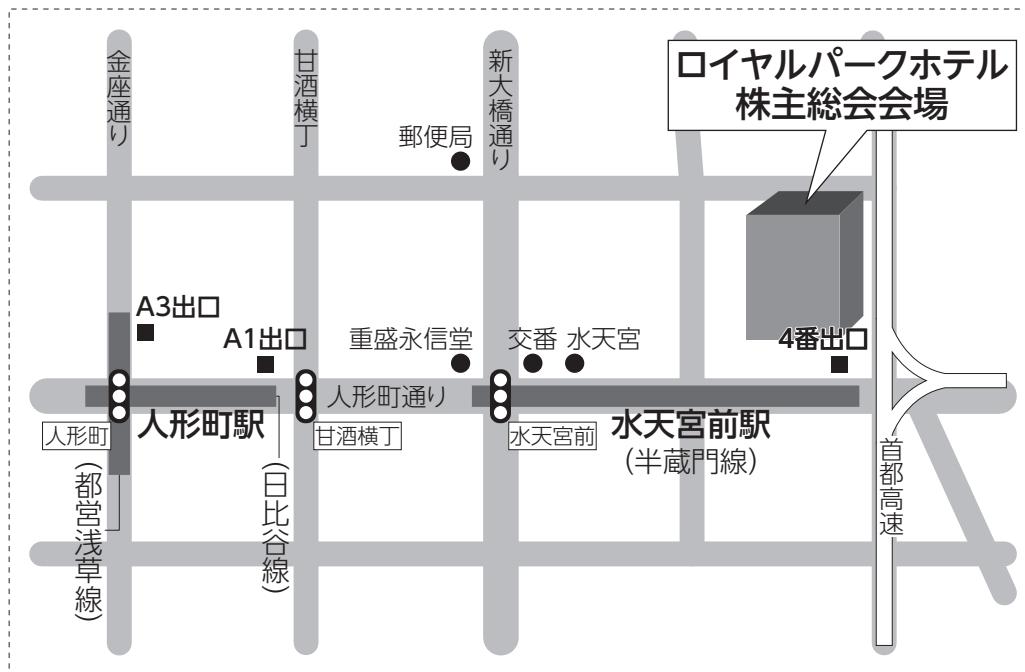
|         |      |   |
|---------|------|---|
| 監査役(常勤) | 清水和人 | Ⓔ |
| 監査役     | 太田美奈 | Ⓔ |
| 監査役     | 垣内恵子 | Ⓔ |
| 監査役     | 丹羽武司 | Ⓔ |

(注) 監査役太田美奈、垣内恵子及び丹羽武司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図



### ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

電話 (03) 3667-1111 (代表)

#### <交通のご案内>

東京メトロ半蔵門線：水天宮前駅（4番出口）直結

東京メトロ日比谷線：人形町駅（A1出口）より徒歩約7分

都営浅草線：人形町駅（A3出口）より徒歩約9分

（駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。）